

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律事務取扱要領の概要

### 1 制定の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）が平成21年6月4日施行されることに伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する施行令及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるほかに、長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務について必要なものを定めるものである。

### 2 事務取扱要領の概要

#### (1) 長期優良住宅維持保全計画書（第3条）

計画の認定書に、必要に応じて建築後の維持保全の方法及び期間について計画を添付するときの計画書について定める。

#### (2) 市長が必要と認める図書（第4条）

計画の申請に関して、省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書について定める。

○ 所管行政庁への認定申請前に、申請に係る住宅が法の認定基準に適合するかの審査を登録住宅性能評価機関において受けている場合は、次の図書の追加添付を求める。

・ 登録住宅性能評価機関が交付する適合証

○ 法の認定基準は「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）の基準を準用しているため、申請に係る住宅又は住宅の部分が品確法に基づく認定等を受けている場合は、次の図書の追加添付を求める。

・ 住宅型式性能認定書の写し

・ 型式住宅部分等製造者認証書の写し

○ 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定の証明書の写しの追加添付を求める。

#### (3) 長期優良住宅設計内容説明書（第5条）

長期優良住宅設計内容説明書について定める。

#### (4) 市長が不要と認める図書（第6条）

計画の申請に関して、省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書について定める。

○ 法の認定基準は品確法の基準を準用しているため、申請に係る住宅又は住宅の部分が品確法に基づく認定等を受けている場合は、次の図書の省略ができることとする。

・ 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合は、住宅型式性能認定書において明示することを要しない事項として指定されている図書

・ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合は、型式住宅部分等製造者認証書において明示することを要しない事項として指定されている図書

- (5) 建築確認申請書等（第7条）  
法第6条第2項の規定に基づき提出する建築確認の申請書について定める。
- (6) 認定しない場合（第8条）  
計画を認定しない場合について定める。
- (7) 申請の取り下げ（第9条）  
申請を取り下げるときの取下届出について定める。
- (9) 軽微な変更の届出（第10条）  
軽微な変更がある場合の報告書について定める。
- (8) 工事完了の報告（第11条）  
計画に基づく住宅の工事が完了した場合の報告書について定める。
- (9) 取りやめる旨の申出（第12条）  
計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書について定める。

### 3 改正内容

- ① 第4条（1）中、同条第8条を法第8条に改める。
- ② 第4条（1）中、審査すること。の次に をいう。 を追加する。
- ③ 第10条 軽微な変更の届出を追加する。
- ④ ③により第10条を第11条に、第11条を第12条に、別記様式第5号を別記様式第6号に、記様式第6号を別記様式第7号に改める。

### 4 施行日

法の施行日（平成21年6月4日）から施行する。  
改正については、平成23年4月1日から施行する。